

吉井川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

～岡山東部の経済・歴史・文化の拠点を守る流域治水対策の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、吉井川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の平成10年10月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



■河川における対策
対策内容 堤防整備、堤防強化、河道掘削、堰改築 等

■流域における対策

- ・下水道（雨水）施設の整備
- ・水害リスクを考慮したまちづくりの推進
- ・利水ダム等13ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：国、岡山県、中国電力(株)、土地改良区など）等

※今後、関係機関と連携し対策検討



■ソフト対策

- ・関係機関が連携したタイムラインの運用、改善
- ・水位計や河川監視カメラによる河川情報の提供
- ・マイ・タイムライン等による防災教育
- ・総合水防演習や講習等の実施による水防活動の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 等

※今後、関係機関と連携し対策検討

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

旭川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

～岡山の政治・経済・文化の中心地を守る流域治水対策の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、旭川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の平成30年7月洪水と同規模の洪水に対し、下流地区の浸水被害の防止または軽減、中流地区及び百間川の浸水被害を防止し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■河川における対策

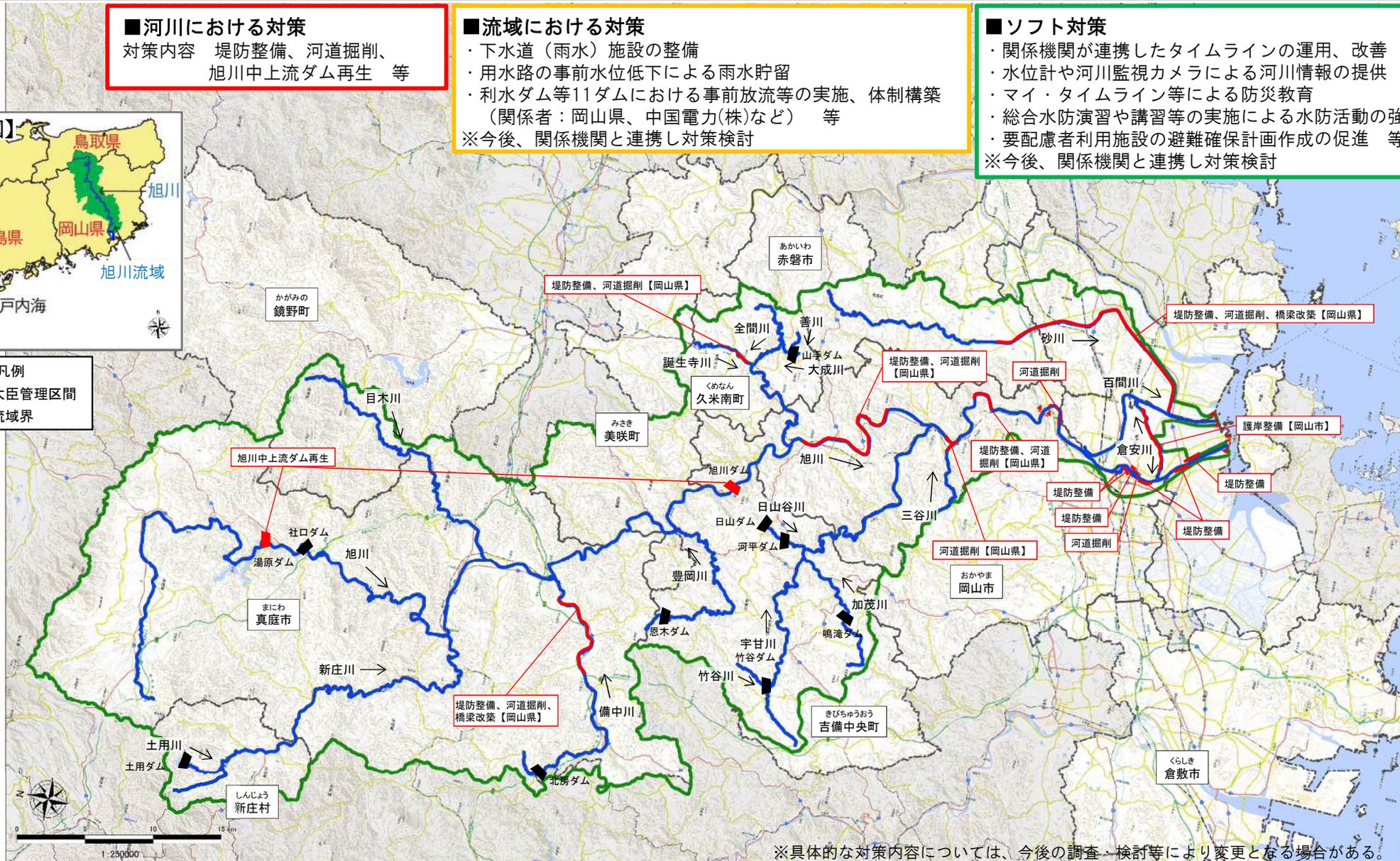
対策内容 堤防整備、河道掘削、旭川中上流ダム再生 等

■流域における対策

・下水道（雨水）施設の整備
・用水路の事前水位低下による雨水貯留
・利水ダム等11ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：岡山県、中国電力(株)など）等
※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策

・関係機関が連携したタイムラインの運用、改善
・水位計や河川監視カメラによる河川情報の提供
・マイ・タイムライン等による防災教育
・総合水防演習や講習等の実施による水防活動の強化
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 等
※今後、関係機関と連携し対策検討



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

高梁川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

～平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復旧・復興と岡山の観光・工業の中心地を守る流域治水対策の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、高梁川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の平成30年7月洪水と同規模の洪水に対して、堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■ 河川における対策

対策内容 堤防整備、堤防強化、河道掘削、小田川合流点付替え、笠井堰左岸堰改築 等

■ 流域における対策

- ・ 下水道（雨水）施設の整備
 - ・ 用水路の事前水位低下による雨水貯留
 - ・ 水害リスクを考慮したまちづくりの推進
 - ・ 利水ダム等20ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：岡山県、中国電力(株)、土地改良区など） 等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討



- ## ■ ソフト対策
- ・ AI技術を活用した避難支援システムの開発
 - ・ LINEを活用した被害状況の共有
 - ・ 関係機関が連携したタイムラインの運用、改善
 - ・ 水位計や河川監視カメラによる河川情報の提供
 - ・ マイ・タイムライン等による防災教育
 - ・ 総合水防演習や講習等の実施による水防活動の強化
 - ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

流域治水部会設置要綱（改定案）

（目的）

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、高梁川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための検討・実施状況の確認等を行うことを目的として「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という）の下に設置する「流域治水部会」に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 流域治水部会は、次の事項について所掌する。

- 2 高梁川流域で行う流域治水の検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」（案）の作成。
- 4 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況の確認。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。
- 6 流域治水部会で協議した結果について、協議会へ報告。

（組織構成）

第3条 流域治水部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 流域治水部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 流域治水部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第4条 流域治水部会は、原則非公開とし、流域治水部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

（事務局）

第5条 流域治水部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局 岡山河川事務所、岡山県土木部河川課及び広島県土木建築局河川課が務める。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、流域治水部会の運営に関し必要な事項については、流域治水部会で定めるものとする。

（附則） 本要綱は、令和2年8月7日から施行する。

改定 令和2年9月16日（構成員の追加）

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 流域治水部会

(構成員(案))

岡山市 下水道河川局 下水道河川計画課 河川防災担当課長
倉敷市 危機管理課長
笠岡市 危機管理部長
井原市 建設課長
総社市 危機管理室長
高梁市 防災復興推進課長
新見市 危機管理室長
浅口市 暮らし安全課長
早島町 総務課長
矢掛町 総務防災課長
岡山県 土木部河川課長
岡山県 危機管理課長
福山市 港湾河川課長
庄原市 危機管理課長
神石高原町 建設課長
広島県 河川課長
中国電力株式会社 東部水力センター 土木第六課長
気象庁 岡山地方气象台 防災管理官
農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課 水利計画官
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 管理第二課長
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査設計課長
国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 工務課長

(オブザーバー(案))

里庄町 農林建設課長